

令和3年度宝石台自治会規約

前文

自治会は地域社会を代表する住民組織である。それはまた住民自治を日常的に支える組織である。生活環境を維持・発展させていくために、自ら地域の問題を提起し、話し合う場をもつことは住民にとって必要であるばかりでなく、住民の権利である。この権利行使することによってのみ住民は地域の主人公たりうる。地域社会の中で自分たちの生活をよりよくしようとする全ての住民が共に話し合い、まちづくりをしていくための自主的ルールをここに定める。

第1章 総則

第2章

第1条 (名称)

本会は、宝石台自治会と称する（以下自治会という）。

第2条 (会員)

自治会は宝石台地域の居住世帯及び事業所をもって構成する。

第3条 (事務所)

自治会の事務所は自治会会長宅におく。

第2章 目的及び事業

第4条 (目的)

自治会は、会員相互及び会内外の諸団体との協力、協調のもとに、会員の教養を高め、地域生活環境の整備や防災などに努め、行政との協議・協力をすすめつつ住民のためのまちづくりを行うことを目的とする。

第5条 (事業)

自治会は、前条の目的を達成させるため、次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦をはかること。
2. 専門委員会活動に関するここと。
3. 会内外の諸団体との連絡調整に関するここと。
4. 行政情報の活用及び行政との連絡協議に関するここと。
5. 所有する資産または受託した施設の管理及び運営に関するここと。
6. 地域の将来計画の作成に関するここと。
7. その他会の目的達成に必要な事業。
8. 自治会に自主防災部を置く。委員は自治会長が任命する。

規約は別に定める

第3章 運営委員

第6条 (運営委員の種類)

自治会に次の運営委員を置く。

1. 役員 : 会長 1名、副会長 1名、会計 1名、担当役員 若干名
2. 地区委員 : 若干名
3. 班長 : 若干名
4. 専門委員 : 若干名
5. 会計監査委員 : 若干名
6. 自主防災部委員 : 若干名

第7条 (運営委員の選出方法)

運営委員は、会員のなかから次により選出する。

1. 役員は、地区ごとに選出し、総会で承認を得る。
2. 地区委員は、地区毎に1名選出し、総会の承認を得る。
3. 班長は、班毎に1名を選出する。
4. 専門委員は会長が指名し、役員会の承認を得る。
5. 会計監査委員は、総会に於いて選出し、総会の承認を得る。
6. 運営委員の選出に当たっては、会員の全員が経験することを原則とする。

第8条 (運営委員の任務)

運営委員の任務は、他に定めるもののほか次の通りとする。

1. 会長は、自治会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代行する。

3. 会計は、自治会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

4. 担当役員は、総会及び役員会で決定した会務を行う。

5. 地区委員は、担当地区をまとめ、代表して会務に協力する。

6. 班長は、その班をまとめ、代表して会務に協力する。

7. 専門委員は、各専門委員会で決定した会務を行う。

8. 会計監査委員は、自治会の会計監査を行う。

9. 自主防災委員は、宝石台地区自主防災組織の構築と規約の作成および自治会内の防災・減災及び啓蒙に努める。

第9条 (運営委員の任期と欠員補充)

1. 運営委員の任期は1年とし、再選を妨げない。但し、引き続き4年を超えることはできない。

2. 運営委員が任期途中で辞任する場合は役員会の承認を得る。

3. 任期途中で欠員が生じた場合は役員会で補佐の必要性を判断し、第7条の規定で選任する。但し承認は、役員会とする。

4. 補充者の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

第10条 (会議の種類)

自治会に次の会議を設ける。

- (1) 総会 (2) 役員会 (3) 班長会
- (4) 専門委員会

第11条 (総会)

総会は、自治会の最高決議機関であり、通常総会及び臨時総会とし、1世帯1名の会員をもって構成する。

1. 通常総会は毎年3月に開催する。

2. 次の場合に会長は臨時総会を開催することができる。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会員の2/3以上から請求があったとき。
- (3) 役員会で議決したとき。

第12条 (総会の議長)

総会の議長は、総会において会員の中から選出する。

第13条 (総会)

総会は次の事項を議決する。

1. 事業報告の承認。
 2. 会計決算報告の承認。
 3. 事業計画の承認。
 4. 予算の承認。
 5. 会費改訂の承認。
 6. 規約の改定。
 7. 運営委員の選出及び承認。
 8. その他会の重要事項に関するここと。
- 重要事項の中で急を要するものは、役員会で議決執行し、次の総会で承認を受けるものとする。

第14条 (役員会)

役員会は、役員・地区委員をもって構成し、次の事項を審議する。

1. 総会に付議する事項。
2. 総会の議決した事項の執行に関する事項。
3. 事業執行に必要な規定の制定及び改廃。
4. 地区および班の構成に関する事項。
5. 運営委員及び人数に関する事項。
6. その他会長が必要と認めた事項。

第15条 (役員会の開催)

次の場合に会長は役員会を開催することができる。

1. 役員会は、会長が必要に応じ開催し、議長は会長がその任にあたる。
2. 役員・地区委員の1/2以上から請求があったとき。
3. 会長は必要に応じ、専門委員及び班長に役員会への参加を依頼できる。

但し参加した専門委員及び班長には、議決権は有しない。

第16条 (班長会)

班長会は、班長・役員・地区委員をもって構成し、次の事項を審議する。

1. 事業計画執行の細部審議。
2. その他、緊急を要する事項。

第17条 (班長会の開催)

次の場合に会長は班長会を開催することができる。

1. 班長会は、会長が必要に応じ開催し、議長は班長から選出する。
2. 班長の1/2以上から請求があったとき。
3. 会長は必要に応じ、専門委員に班長会への参加を依頼できる。

但し参加した専門委員は、議決権を有しない。

第18条 (専門委員会)

専門委員は、役員会が必要と認めたとき設けることができ、次の事項を審議する。

1. 担当委員会の事業計画に関する事項。
2. 担当委員会の事業計画執行に関する事項。
3. その他担当委員長が必要と認めた事項。

第19条 (専門委員会の開催)

専門委員会は委員長が必要に応じ開催し、議長は委員長がその任にあたる。

第20条 (会議の成立及び議決方法)

1. 会議は構成員の1/2以上の出席により成立する。但し会議に出席できない構成員が委任状を提出した場合出席したものとみなす。
2. 会議の議決は出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
3. 委任状を提出した構成員は、表決を議長に委任したものとする。

第5章 会計

第21条 (会計年度)

自治会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日迄の1年とする。

第22条 (自治会の経費)

自治会の経費は、次に掲げるものをもって運営する。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

第23条 (会費)

- 1 会の継続会員会費は1世帯年額2500円と任意の寄付金(消防協力費1500円を含む)とする。毎年4月以降に意向確認を行い、各戸の会費を決定し一括払いとする。新入会員の会費は義務費の2700円(交通安全協会費200円含)と任意の寄付金(消防協力費1500円を含む)とする。
- 2 途中、入会/退会時の会費納入・払い戻しについては別紙により規定する。途中退会時の払い戻しについてはこれを行わない。寄付金の返金はしない。

第24条 (報酬)

運営委員の報酬は、次の通りとする。

- 1 役員報酬は別に定める(別表1)。
- 2 報酬を変更する必要が生じた場合は、総会の承認を得る。

第25条 (自主防災部経費)

- 1 自主防災部の運営および備品等の経費は自治会費から支出する。その支出規定については別途規約に定める。

- 2 自治会役員と防災部役員の兼任は妨げない。

- 3 用途を変更する必要が生じた場合は、総会の承認を得る。

第6章

第26条 (会計監査)

会計監査委員は、通常総会前に監査を行い、総会に報告する。

第7章 加入及び脱会

第27条 (加入)

1. 自治会に加入しようとする世帯または事業所は、班長又は会長に届け出るものとする。
2. 宝石台地域に入居した世帯又は事業所があったときは、自治会はその世帯または事業所にこの会の趣旨を説明し、加入を案内するものとする。

第28条 (脱会)

会员の脱会は次の場合とする。

1. 宝石台地域に居住しなくなったとき。
2. 本人の申し出があったとき。

第8章 備付帳簿

第29条 自治会に次の帳簿を備付ける。

- (1) 自治会規約
- (2) 会員名簿
- (3) 運営委員名簿
- (4) 会議録
- (5) 会計簿

第9章 慶弔

実情及び状況に応じて会長が判断し決定する。

第10章 附則

第30条 (細則)

自治会の円滑運営と公平性を保つ目的のために、本規約に明記されていない自治会運営に関する事項は、役員会の議決により定めることができる。

第31条 (疑義の解明)

この規約に疑義が生じた場合は、役員会で解明する。

第32条 (施行)

この規約は、平成18年4月1日より一部改訂する。

平成24年3月25日より改訂とする。

平成31(2019)年4月1日より改訂とする。

令和2年4月1日より改訂とする。

令和3年4月1日より改訂とする。